

筈卷 七毫 羽付 二分 羽長 分五寸六毫 元卷 五分 履卷 五毫 各漆をさしたてたる定也、くすね糸 三分 但自
往古所用來之弓、本様矢引懸的繪様此定也、今も用之、爲不所持者所注之也、又銀筈角筈在之、雖庶
幾強弓は筈こらへず、つゐにそんなる間用之也。

〔百録〕一半弓の握皮の木は、にはとこのかわ也。

〔蜻蛉日記上之〕十日ばかりありてふみありなにくれといひて、帳のはしらにゆひつたりし
こゆみのやとりてとあれば、これぞありけるかしとおもひてときおろして、

おもひいづるときもあらしとおもへとてやといふにこそおどろかれぬれ、とてやりつ。見後

拾遺和
歌集

〔今昔物語 二十六〕陸奥國府官大夫介子語第五

繼母喜キ物カラ心騒テ居タルニ、此男立出テ見レバ、折シモ同様ニ遊ブ童部モ无テ、此兒小弓胡
録提テ會タリ、

〔續世繼七紫の由縁〕このおほいまうち君源おこり心ちわづらひ給けるに、白川院より平等院の

僧正尊行をつかはして祈せ給けるに、おこたりたるふせに、馬を引給ける、大方云しらぬ、あくめ

になん侍ければ、院聞しめして、吾こそふせもうべけれど、もりしげと云しをつかはして仰られ

ければ、有難物參らせんとて、武藏の大徳隆頼がつくりたるこゆみの、ゆづかのしもひとひねり

したるを取出て、うるしのきらめきたるさしてすりまはして、にしきのゆづる取捨て、みちのく

にがみして引卷て、にしきの袋にも入す、唯みちのくにがみにつゝみて、奉られたりければ、いと

珍らしき物なりと、立歸り仰られけるとぞ聞侍りし。

〔金葉和歌集九〕公實卿のもとにまかりたりけるに、侍らざりければ、出居におきたりける小弓を
とりて、さぶらひにこれはおろしつとふれていでにけり、かの卿歸りて弓をたづねければ、